

「労災保険料のメリット制は百害あって一利なし」

全国労働安全衛生センター連絡会議

川本浩之

(NPO 法人神奈川労災職業病センター専務理事)

(コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク事務局長)

- 1 安全センターとは何か？
 - ・会社が「非協力的」(労災隠し、虚偽報告、健保利用など)な、労災被災者の相談窓口。
 - ・労災補償手続きに詳しい労組や弁護士さんは少ない、会社とはもめたくない人も多い。
 - ・法順守+参加型安全衛生活動(ストレスチェックの集団分析の義務化と結果の共有)
- 2 会社が労災請求に「協力しない」(労災隠し、虚偽報告など)理由
 - ・労働基準監督署にあれこれ指摘されたくない。
 - ・元請や発注元の会社に知られたくない(仕事を切られるなど)。
- 3 医療機関が労災患者を嫌がる理由
 - ・「協力しない」会社とのトラブル回避(事務的に証明なしでは受け付けない院所も多い)。
 - ・メンタル労災の場合は治療の妨げにも(診察拒否、転院を促す院所も)。
 - ・労災指定医療機関ではないと労災患者は診察・療養できないという「誤解」も。
- 4 メリット制は大企業の労災保険料を中小企業が肩代わりしているだけ
 - ・3.9%に過ぎない企業が全保険料収入の17%にあたる1871億円の割引で、全事業場が肩代わり(安全センター情報23年3月号6ページ、少し古いデータですが)。
 - ・労災保険給付額と災害発生件数は必ずしも比例しない。
 - ・事故によっては労使の過失割合や安全配慮義務違反の程度が大きく異なる。
 - ・懲罰的慰謝料的保険料引き上げよりもむしろ再発防止対策費を補助するべきである。
- 5 企業が労災予防対策に取り組むインセンティブ(動機付け)は
 - ・大切な労働者を失った反省
 - ・安全で働きやすい職場で優秀な人材を確保
 - ・大企業よりも中小企業にこそ対策にお金をかけるべきだ(化学物質ですら特定物質の法的規制方式の限界は明らか)。
- 6 メリット制適用企業の行政訴訟への補助参加=大企業と労働基準監督署の結託
 - ・補助参加件数、企業名を「隠」す厚生労働省(把握していないが今後把握すると回答)
 - ・補助参加してくれと頼むケースも